

# 『薬局等の開設者』の組合加入資格について、 開設許可等の種類と東京都薬剤師会会員種別により 取り扱いが一部異なりますのでお知らせします。

※ 組合規約、判定基準が変わるものではありません。

組合員の範囲については、組合規約及び「薬局等及びその他の薬剤師の業務に従事する者」の判定基準で示されているとおりで、変更はありません。

このお知らせは、「薬局等の開設者」の加入資格を整理したものです。

## ■ 国保組合加入の条件

① 薬局・医薬品販売の事業所のうち、組合に新規加入できるのは、**従業員が5人未満の個人事業所に限られています。**

個人事業所であっても、従業員が5人以上の場合や、既に法人化している事業所は、新規加入を認められていません。

② 現に国保組合に加入している場合であっても、**個人事業所を法人化する場合や、個人事業所で従業員が5人以上になるときは、その日から14日以内に「健康保険適用除外申請書」を年金事務所に提出しなければ、国保組合に残ることができなくなります。**

■ 「薬局等の開設者」が有する開設許可等の種類と東京都薬剤師会会員の種別により、組合加入の際の取り扱いに違いがあります。

分類	許可の種類	取り扱い医薬品	開設者の 都薬剤師会 会員の種別	加入 の 可否	備 考		
薬 局	薬局の開設許可	医療用医薬品及び要指導医薬品又は 一般用医薬品を店舗にて販売又は授与	A・B会員	○			
			賛助会員	○			
医薬品 販売業	店舗販売業 の許可	要指導医薬品	A・B会員	○			
			賛助会員	○			
		漢方薬販売店 スーパー コンビニエンスストア 家電量販店 ドラッグストア インターネット販売店	第一類医薬品を店舗にて販売又は授与	A・B会員	○		
				賛助会員	○		
			第二類医薬品を店舗にて販売又は授与	A・B会員	○		
				賛助会員	△	薬剤師を配置している場合のみ加入可	
			第三類医薬品を店舗にて販売又は授与	A・B会員	○		
				賛助会員	△	薬剤師を配置している場合のみ加入可	
		配置販売業	配置販売業 の許可	一般用医薬品の配置又は授与	A・B会員	○	
					賛助会員	△	薬剤師を配置している場合のみ加入可
卸売販売業	卸売販売業 の許可	医薬品を薬局開設者、病院等に対し販売又は授与	A・B会員	○			
			賛助会員	△	薬剤師を配置している場合のみ加入可		

※ 工業用薬品のみ販売業者は、組合加入を不可とする。(医薬品に該当しないため)